スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

【岐阜県各務原市】
令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	岐阜県各務原市
担当課名	教育委員会学校教育課
電話番号	（０５８）３８３－１１１８

１．自治体の基本情報

基本情報

人口	１４４９４０人	部活動数	１１３部活
公立中学校数	８校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
公立中学校生徒数	３９３７人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

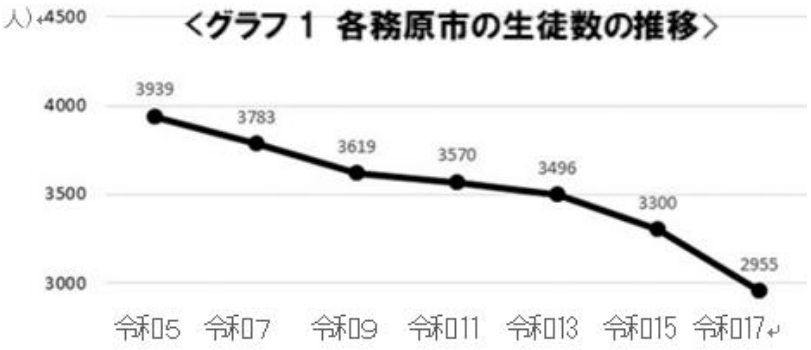
地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

各務原市では、令和5年度市内に約４０００人の中学生がいるが、今年度の０歳児が中学生になる令和１７年度には、約１０００人、４分の１生徒数が減少することになる。市内には８校の中学校があり、運動系８５部・文化系１８部、合わせて１１３の部活動があるが、各中学校で部活動に参加する生徒の加入率も市全体で７２%程度にまで減少し続けており、単独でチームが組めない学校や、種目によっては休部・廃部する学校が出てきている。

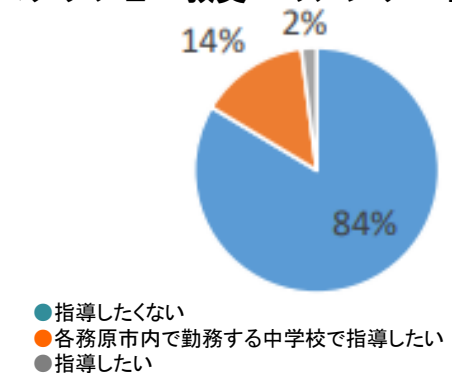
現在、市内の各中学校では、休日に部活動と保護者会が自主的に行う保護者クラブを並立して行っている。全１１３部活動のうち、約86.7%にあたる９８部活動が保護者クラブとして教員が参加しなくても活動できる状況にある。また、各務原市の特徴ある部活動であるホッケーについては、ホッケー協会がホッケースタジアムに市内の生徒を集めて合同で活動する形で実施されている。

一方で、競技経験のない教員が指導にあたる部活動も多いため、多様化した生徒や保護者の要望に応えきれない状況がある。そのため、不安や負担感も大きく、部活動の地域移行に取り組み始めた令和３年度の教員向けのアンケートでは、「地域移行後中学校で指導したくない」と回答した割合が84%となり、児童生徒が将来にわたってスポーツ活動や文化活動に親しむ機会を確保するためには部活動のあり方を変えていくことが急務となっている。

<グラフ１ 各務原市の生徒数の推移>



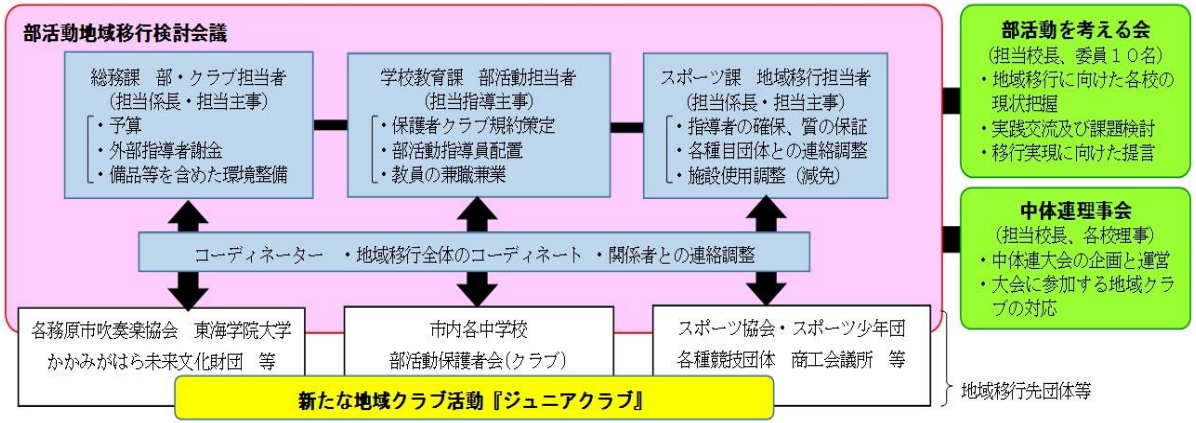
<グラフ２ 教員へのアンケート結果>



2．実証内容と成果

運営体制･役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

● **教育委員会**（学校教育課）

部活動地域移行コーディネーターを配置し、スポーツ課や教育総務課と連携し、学校部活動の地域移行に向けた関係機関（学校、協会、地域）等との連絡調整や実態調査、各種協議会への参加を行い、地域移行の体制を構築していく。

● **首長部局**（スポーツ課）

主にスポーツ協会を中心として、地域移行の受け皿となる団体との連絡の窓口となり、指導者の資質向上や施設使用の調整等、移行のための環境整備を進める。

年間の事業スケジュール

４月　検討会議(各課担当者との打合せ)　校長会(方針説明)
５月　中体連理事会(方針説明)　部活動指導員研修会開催
６月　部活動を考える会　学校訪問(文化系部活動顧問への聞き取り)
７月　児童生徒配付用リーフレット原案作成　市Ｐ連代議員会(方針説明)
８月　検討会議(クラブ化のスケジュール確認)　学校訪問(セキュリティ強化工事)
９月　校長会(来年度の部活動方針確認)　市スポーツ協会(地域移行説明)
10月　検討会議(スポーツ協会の地域移行手順確認)　協会への意向確認
11月　協会代表者と面談　中学校長への意向確認　マッチング会議
12月　検討会議(施設使用料減免)　部活動を考える会(課題への対処)
１月　入学説明会(地域移行説明)　スポーツ協会勉強会(県担当者講義)
２月　部活動を考える会(成果報告･次年度方向)　アンケート実施
３月　リーフレット配付　事業報告書の作成

2．実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

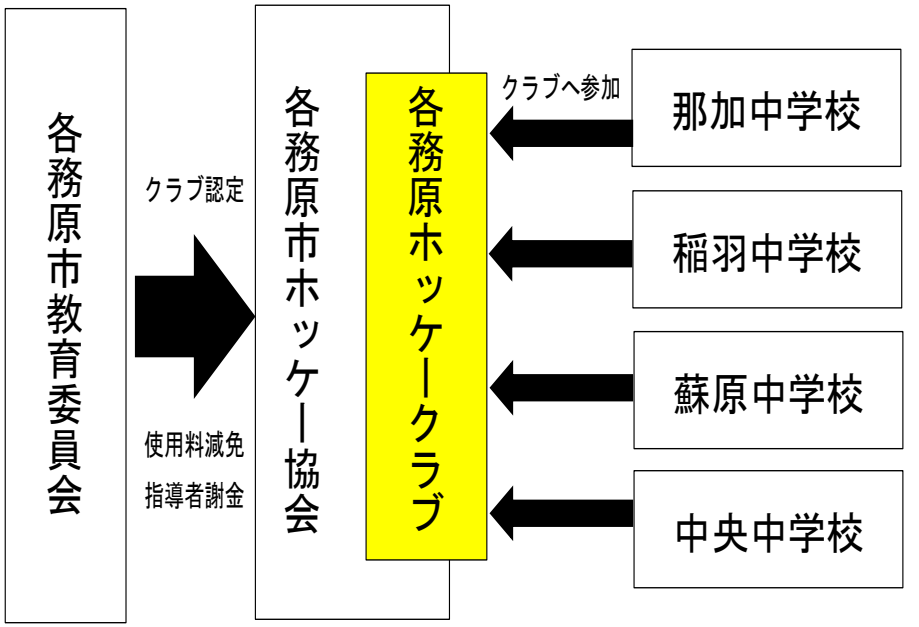
拠点校数	３校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	ホッケー、柔道、水泳
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	１２部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	那加中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	８部活
地域クラブ活動で実施した種目	ホッケー
運営団体名	各務原ホッケークラブ
運営類型	体育・スポーツ協会運営型
１か月あたりの平均的な活動回数	ホッケー：月4回程度
指導者の主な属性	ホッケー協会所属の指導者
活動場所	川崎重工ホッケースタジアム
主な移動手段	保護者による送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	ホッケー：２４，０００円
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



※ジュニアクラブとして、ホッケースタジアムで活動

2．実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

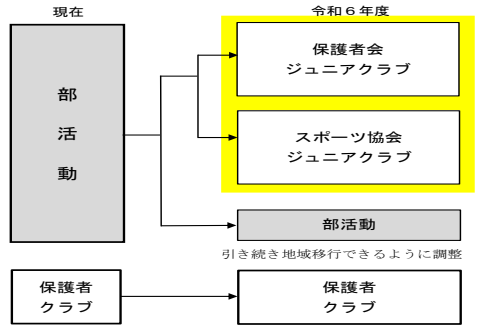
取組事項

各務原市では、学校部活動の地域移行先として、保護者会とスポーツ協会を設定した。そのそれぞれで新たな地域クラブとして「ジュニアクラブ」を立ち上げ、市内中学生がスポーツ活動や文化活動に親しむ場を持続的に確保できる体制の整備を行った。それを推進するため、部活動地域移行コーディネーターが教育委員会担当課と校長会と連携し、保護者会やスポーツ協会が新たに担う部分と学校が継続して担う部分を調整し、運営団体・実施主体として活動が始められるように体制を構築した。

取組の成果

各中学校で、校長主導で、全保護者会において、「ジュニアクラブ」の前身となる保護者クラブを立ち上げる方向で取り組めた。加えて、保護者会長会を開き、「ジュニアクラブ」への移行準備をした。

スポーツ協会の１３種目団体の中で、新たに水泳・柔道が「ジュニアクラブ」の体制が整えることができ、それぞれの部活動がある中学校の保護者・指導者とのマッチング会議を経て、令和６年度から「ジュニアクラブ」として活動をスタートする。先行しているホッケーと合わせて３種目での地域移行実施となる。



特に工夫した事項

コーディネーターが単独で各関係団体等と折衝するのではなく、これまで部活動の指導者謝礼金や備品等を担当した総務課、スポーツ協会の事務局的役割を果たしてきたスポーツ課の担当者と連携して、３課合同会議を適宜開くなどして、教育委員会全体で地域移行体制の構築にあたり、推進のスピード化を図った。

また、体制構築にあたり、関係者の共通認識をつくるため、PTA、校長会・教頭会、スポーツ協会等で説明会の場を複数回設けて、その都度地域移行の構想と進捗状況について周知し、移行への不安感や抵抗感の軽減に努めた。

今後の課題と対応方針

地域移行開始時、既存の団体を活用するため保護者会の「ジュニアクラブ」が移行の多くを占める形でスタートした。保護者会には、任意団体という性格から、緊急時への対応や事務手続き上の不安、指導者の確保の問題等があり、その持続性を不安視する面がある。現在の体制をゴールとせず、スポーツ協会ジュニアクラブへの移行割合を増やしつつ、社会教育の一環としての活動体制を第２段階として模索していく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：カ：参加費用負担の支援等

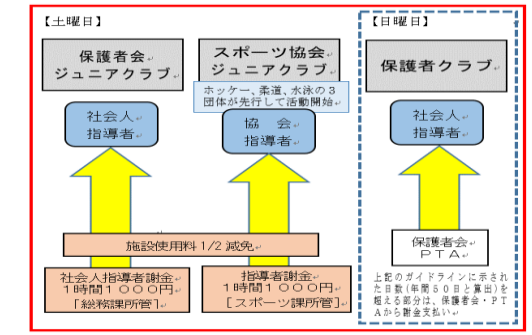
取組事項

保護者会やスポーツ協会が実施主体となる「ジュニアクラブ」において、個人負担の大きな部分を占める指導者への謝礼金と、活動の場となる公共施設の使用料について支援する体制を構築した。

取組の成果

これまで、各務原市では部活動の社会人指導者には１回６００円、年間６０回を上限として謝礼金を負担してきたものを、「ジュニアクラブ」の指導者に対しては、指導者確保の点から、時給１０００円、年間２１０時間を上限として謝礼金を支出するように変更できた。

また、施設使用料についても、市の公共施設予約システムの利用者カードを見直し、「ジュニアクラブ」の利用時には減免措置が受けられるように整備したことで、優先的な予約と費用負担の減額を実現できた。



特に工夫した事項

これまで複数の指導者を依頼している部活動で上限の年間60回を超える場合や、保護者クラブの指導者への謝礼金については、保護者が負担していた。それらの指導者が引き続き「ジュニアクラブ」の指導者を引き受けてもらえるように、謝礼金を予算化した。その際金額に大きな差が生じないように、コーディネーターが他の市町の状況を聞き取り、財政課と折衝して金額を設定した。

施設使用料については、補助金として予算の有無に左右される形ではなく、条例等の中で減免措置として位置付け、負担軽減を継続して図れる形を選択した。

【岐阜県の社会人指導者への謝礼金の現状】
A市　月２日間５時間以上5000円
B市　JSPO資格者時給4000円　その他1000円
C市　時給1000円程度(上限1回5000円)
D市　時給600円

各務原市　1回600円　年間60回上限
[各務原市教育委員会調べ]

今後の課題と対応方針

学校部活動の地域移行推進期間として、指導者謝礼金を市が負担する形としたが、将来的に社会教育の一環として児童生徒が活動する体制にした時、一層持続可能な体制にするためには、保護者へ会費等の形で受益者負担を求めることが必要になると考えている。令和7年度末に向けてその理解を得られるよう、あらためて今後の地域移行体制の構想説明をしていく。

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

部活動の地域移行について　（保護者説明資料）

各務原市教育委員会

部活動の意義と課題

意義

○生徒のスポーツ、文化活動に親しむ機会の確保
○自主的・主体的な参加による活動を通した、責任感・連帯感の涵養、自主性の育成
○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制
○信頼感・一体感の醸成

課題

▲少子化の進行による生徒数の減少の加速化
→部員数減少によってチームが組めない等、**持続可能性の面で厳しさ**
▲競技経験のない教員による指導、休日を含めた教員による指導
→**教員の業務負担**
▲スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働の不十分さ

目指す姿

■少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。
■自発的な参画を通して、「楽しさ」「喜び」を感じることが本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
■地域の持続可能で多様なスポーツ・芸術文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保。（団体の組織化、指導者や施設の確保）

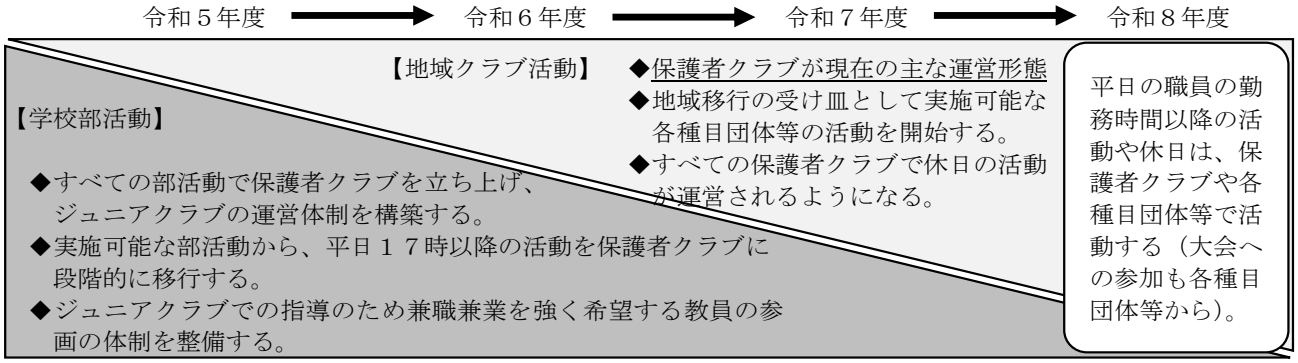
改革の方向性

○まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本
○令和５年度の開始から令和７年度末の３年間（改革推進期間）
○地域の実情に応じた休日部活動の地域移行の進捗状況等を検証（できるところから取り組み、やがては平日の部活動も地域移行へ）
○地域におけるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも着手
○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

各務原市の方向性

達成目標：令和７年度末までに、市内に１００ある部活動のうち、８０が地域移行する

～生徒に軸足を置いた学校部活動改革～
○生徒が希望するスポーツ活動や文化芸術活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整え、個人の意思で休日の活動等への参加の有無を選択できるようにする。
○休日の部活動について、Ｒ５～Ｒ７年度の３年間で段階的な地域移行をする。
○週当たり２日以上の休養日（平日１日、週末１日）



※各務原市の地域移行は、**『岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』**（R5.3 岐阜県教育委員会）に則っています。

【保護者説明用資料】

各務原市教育委員会

各務原市の休日学校部活動の地域移行

～生徒に軸足を置いた学校部活動改革～



国や県はガイドラインを出して、**令和５年度から令和７年度までの３年間を「改革推進期間」として、休日の学校の部活動を段階的に地域へ移行していく**と示しました。

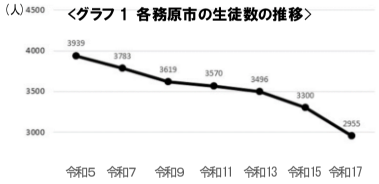
各務原市としても、ガイドラインにそって、**学校部活動を持続可能な形に移行する**ことに取り組んでいきます。

１．部活動地域移行を進める理由

休日の学校部活動の地域移行を進めるのには、大きな二つの理由があります。

①少子化による生徒数の減少の加速化

<グラフ１ 各務原市の生徒数の推移>



市内の生徒数の減少（グラフ１参照）
↓
部活動に参加する生徒数の減少
↓
これまでのような部活動を続けるのが困難
（休部や廃部、やりたい部活動を選べない）

②競技経験のない先生と働き方改革

競技経験のある部活動顧問は約４４％
↓
専門的・技術的な指導が難しい
↓
教員の負担感や不安
（部活動が教員の長時間勤務の要因にも）

＜地域移行に関わるＱ＆Ａ＞

Ｑ　中学校の部活動はなくなるのですか。

Ａ　いいえ。
平日は、引き続き、学校部活動として学校の先生等が指導して活動します。
休日の学校部活動については、地域の指導者が中心となり、地域でスポーツ活動や文化活動に参加する形にしていきます。

Ｑ　新たな地域クラブ活動は、これまでの部活動（学校）と関係ないのですか。

Ａ　休日に学校部活動の代わりに保護者会が主体となるクラブ・協会の団体の運営で行われるクラブは、県のガイドラインに基づいて、部活動（学校）との関わりをもって活動します。
ガイドラインには、「新たな地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と連携して運営を行う」と示されています。

Ｑ　学校の部活動でなくても大会に参加できますか。

Ａ　クラブも、全国中学校体育大会とその予選会にも参加できます。
ただし、競技によって参加のための決まりごとがあるので、所属するクラブが「中体連大会」に参加するかどうか確認しておく必要があります。また、クラブチーム対象の全国規模の大会も多くあります。

＜各務原市の方針＞

○生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導等を受けることが可能な環境を整えます。
○休日の学校部活動について、令和５～７年度の３年間で段階的な地域移行をめざします。
○週あたり２日以上の休養日（平日１日、週末１日）を設けます。

＜３年間での地域移行の目標＞

休日について、市内の部活動の８０％が地域移行する

岐阜県のガイドラインは、県のホームページ、体育健康課＜中学校部活動の地域移行＞等で公開されていて、見ることができます。

また、「もっと詳しく知りたい」「相談したい」という人は、下記の担当課に問い合わせしてください。

・各務原市教育委員会
学校教育課　☎０５８－３８３－１１１８
スポーツ課　☎０５８－３８３－１２３１

２．各務原市の地域移行の具体

地域移行は、一律に進めるのではなく、各務原市の実態に合った形で進めていきます。本市では、おもに次の①・②の形を中心に学校部活動を地域移行していく予定です。

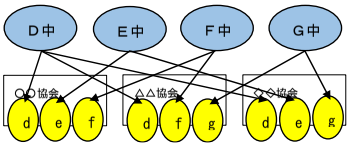
各務原市では、これらの移行先の団体を従来のクラブ等と区別し、「**ジュニアクラブ**」と呼ぶことにします。

①**保護者会**が主体となるジュニアクラブ



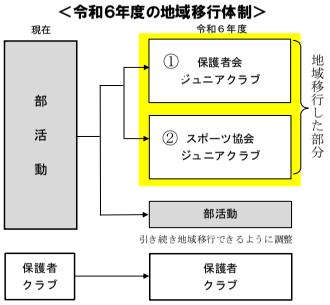
・基本的に各学校を活動場所として、学校と連携して活動します。
・地域の社会人指導者が指導します。
クラブでの指導を強く希望する先生が、教育委員会の許可を得て指導することもあります。

②**スポーツ協会各種団体等**が運営するジュニアクラブ



・中学生がそれぞれの団体の活動場所に集まって活動します。活動場所までの送迎は、原則保護者の責任で行います。
・指導は、スポーツ協会等の指導者です。
・各種団体のジュニアクラブへの移行については、学校単位での移行が条件です。

＜令和６年度の地域移行体制＞



各務原市では、ジュニアクラブを学校管理下と位置付け、施設の優先的な使用の配慮や市からの助成等の支援をしていきます。

３．地域移行に関わる規定

地域移行先の団体の活動については、県が定めた『**岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**』（R5.3）に、学校部活動に準じる内容で、休日や平日の活動、休養日、運営等の進め方が詳しく示されています。

【配付用リーフレット】

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（活動写真）





【Ａ中学校入学説明会で説明】





【ホッケースタジアムでの生徒の活動】

2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和4年　**令和5年**　**令和6年**　**令和7年**

検討開始 地域移行のビジョンの策定 → 学校現場との調整 → 関係機関への説明 受け皿となる団体の選定 → 生徒、保護者への周知、説明 → ジュニアクラブの活動開始 → ジュニアクラブの活動拡大

●各務原市部活動改革のスケジュールを市ホームページ掲載
●部活動の地域移行を部活動改革として取り組み始め、そのスケジュールを各務原市のホームページ上で公開し、市民に周知した。
●市ホームページのデザインの問題で、一般に市民が掲載したスケジュールを閲覧しづらい状況で周知が不十分になった。
●令和３年度から５年度までの３年間に、各年度で学校として変革する部分、各務原市として変革する部分に分けて示し、部活動の変わる部分を比較して閲覧できるようにした。朝の部活動がなくなること、休日の部活動を段階的に保護者クラブへ移行していくことを各学校とその保護者に周知することができた。

●部活動を考える会
●市内中学校から子育て世代、母親世代、独身者、格技指導者、吹奏楽指導者等、多様な代表者を集め、部活動地域移行の推進の仕方について協議した。
●岐阜県のガイドラインが示されたのが３月末であったので、地域移行に関わる規定の詳細が分からず、実施上の具体的な問題点を十分話し合うことが困難であった。
●考える会を6月、12月、２月の３回開き、各校の部活動の現状把握と、地域移行の受け皿となる予定の保護者クラブの活動状況等を確認した。その中で、「保護者クラブ」のガイドライン案を作成し、地域移行後の活動の指針となるものを整えた。

●PTA・スポーツ協会への説明
●令和５年度から地域移行体制の構築を具体的に進めるため、その主体となる保護者代表としてのPTA連合会、スポーツ協会で説明する場を設けるよう依頼し、それぞれ７月、９月に実施した。
●学習指導要領での今後の部活動の扱い方、今後の中体連自体の在り方等の情報を求める声が多く、対応が十分できなかった。
●令和6年度開始時での各務原市の地域移行体制の構想を具体的に説明した。その後、コーディネーターが各中学校区で入学説明会の折に説明する場を位置付けたり、スポーツ協会の各種目団体の代表と個別の移行体制について面談したりして、関係者の理解を深めることができた。

●リーフレット配付
●児童生徒に地域移行に対しての情報が少ないため、「部活動がなくなる」という声が一部広まった。具体的な情報を提供するため今回リーフレット配付し、さらに地域移行が進んだ令和７年度に再度配付する予定を立てた。
●メール配信システム「スマート連絡帳」を導入した市としては、紙媒体での配付をなくす方針の中で、作成・配付する理解を得づらい。
●児童生徒には初見では理解しづらい部分が予想され、コーディネーターによる各校での説明の後に配付するよう配付時期を工夫した。印刷は、担当課である学校教育課内で行い、各小中学校へ配付する形で対応した。

3．今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

各務原市「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
方向	生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整える。			・（将来的に）市内の中学生がスポーツ活動や文化活動の機会を選択して活動する。 ・平日の教員の勤務時間以降の活動や休日は、保護者クラブや各種団体等で活動する。
	【令和５年度】 ・部活動指導員を３２名に倍増し配置する。 ・休日の活動を段階的に保護者クラブに移行する。 ・地域移行の受け皿として実施可能なスポーツ協会の各種目団体の活動を開始する（ホッケー等）。 ・小中学生とその保護者対象の、部活動地域移行の説明の場を設ける（指導者確保）。 ・全体の６０％を保護者クラブで行う。	【令和６年度】 ・中学校が設置するすべての部活動について、保護者クラブを組織し、休日の活動が運営される。 ・市内の中学生を集めて活動する主体となる各種目団体等を拡大する。 **移行先として保護者会とスポーツ協会が部活動に代わって行うものを「ジュニアクラブ」と位置付ける。** ・クラブでの指導のため兼職兼務を希望する教員の参画の体制を整備する。	【令和７年度】 ・市内の部活動全体の８０％を地域移行する。 ・大会等への参加も活動する各種目団体等が母体となり出場する。 ・スポーツ協会のジュニアクラブに市内の中学生が学校の枠を越えて加入する体制をつくる。	
学校・関係団体	部活動指導員が単独で指導にあたる。大会当日、引率や役員としての役割を担う。	**市内統一で平日の部活動は１７時までの**活動時間とする。【校長（会）の方針】	保護者会ジュニアクラブが、クラブに所属する中学生の協会登録や**大会参加申し込み、保険**、体育館等の施設使用の割り振りなどの事務を行う体制をつくる（**運営マニュアル**作成等）。	
	地域クラブでの指導を強く希望する教員が、校長の了解のもと、兼職兼業届けを出して、指導に当たる。	学校施設の使用調整や協会登録等の事務を移行期間は当面顧問が担当する。		
	保護者会が保護者クラブを組織し、休日に社会人指導者の指導で活動する。	スポーツ協会が主体となるジュニアクラブが、休日に市内の該当する部活動に所属していた中学生を集めて活動する。	保護者会やスポーツ協会が主体となるジュニアクラブがクラブとして大会参加する（含中体連大会）。	
市・教育委員会	スポーツ協会が主体となるクラブの立ち上げに向け、各種目団体へ意向調査し、学校・保護者の意思確認のうえ、**マッチング会議**で調整し、受け皿となる団体数を増やす。	移行期間に保護者会やスポーツ協会が主体となるクラブでの社会人指導者に対して、市から報酬が支払われる。 施設使用について優先的な使用や使用料の減免等の負担軽減措置をする。	文科系の部活動（吹奏楽部）が保護者クラブして活動できるよう、環境整備（**セキュリティ強化工事**等）を進める。	
	ＰＴＡ、スポーツ協会等関係団体へ部活動地域移行の周知のため、コーディネーターが直接説明する機会をもつ。	実施可能なジュニアクラブから、平日の放課後、社会人指導者の指導で活動する体制づくりを支援する。	各スポーツ協会が、協会主催の中学生大会を協会のスタッフ（教員への役員依頼なし）で運営する体制づくりを進めるよう働きかける。	